

吹付けアスベスト除去等の補助事業実施に関する注意事項

- 契約は交付決定の後に行ってください。
- 契約書は法人の場合代表者印を押印してください。
- 関係法令等に基づく関係機関への事前の届出は契約の後に行ってください。
- 契約後、事業に着手したら、速やかに着手届をご提出ください。ご提出の際には次の書類等が必要になります。
 - ・アスベスト除去等の工事にかかる契約書写し
 - ・工程表
 - ・関係法令等に基づく届出書の写し
 - ・建設工事計画届写し（労働基準監督署 受付印のあるもの）
 - ・産業廃棄物排出事業所届出書写し（市資源循環局 受付印のあるもの）
 - ・特定粉じん排出等作業実施届出書写し（市環境創造局 受付印のあるもの）※届出の提出期限は各関係機関にご確認ください。
 - ・建築物石綿含有調査者等が事業の計画の策定等を行っていることを証するもの（施工計画書（表紙や組織図）の抜粋等に資格者を明記）
 - ・その他必要なもの
- 交付決定後、事業内容に変更がある場合、補助金交付変更申請書または事業内容変更報告書の提出が必要になります。まずは、速やかに建築防災課にご相談ください。なお、補助事業完了期日は、当該年度の最終開庁日を過ぎる変更はできません。
- 工事完了時に完了検査が必要になります。
 - ・除去等工事完了後（養生などの撤去完了後、かつ濃度測定で正常値を確認していただいた後）、建築防災課による現場の完了検査を行います。なお、耐火被覆や天井材などの復旧工事を行われる場合は、その前に検査を行います。
 - ・検査の日程について、ご都合の良い日時がお分かりになりましたら、ご連絡をお願い致します。
- 工事完了後、完了実績報告のご提出をお願い致します。ご提出の際には次の書類が必要になります。
 - ・石綿排出作業完了届出書写し（市環境創造局 受付印のあるもの）
 - ・産業廃棄物排出状況報告書写し（市資源循環局 受付印のあるもの）
 - ・マニフェスト写し（戻ってきた日付と確認印を押したもの）
 - ・工事写真
 - ・領収書等の写し（請求書の写しの場合は、後日領収書の写しを提出）
 - ・その他必要なもの
- 工事写真の撮り方について
 - ・写真は全て撮影日、工事現場名、撮影内容がわかるよう撮影してください。
 - ・見積書に記載された項目（工程含む）の写真を撮影してください。
 - ・お知らせ看板の設置状況を撮影してください。
 - ・搬入材料ごとに1式で撮影してください。



- ・ 施工前の状況を撮影してください。
- ・ 工事の各工程で、撮影してください。
- ・ 空気濃度測定は測定箇所、日時がわかるように撮影してください。
- ・ 封じ込めの場合、封じ込め剤の浸透確認状況等、封じ込め剤の塗布回数が複数の場合は1回ごとに撮影してください。
- ・ 産業廃棄物は1重処理、2重処理時点、1次保管場所、積み込み状況を撮影してください。
- ・ 産業廃棄物の排出状況は、搬出許可車両のナンバー、積み替えの場合は、経由地と許可車両ナンバー、最終処分場の場所(許可看板等)、搬入完了状況を撮影してください。
- ・ 飛散防止剤を使用した場合は、使用した数量がわかるよう、使用済みの缶を横向きにするなど空であることがわかるようにして、まとめて写真を撮影してください。
- ・ 各室の完成状況を撮影してください。

○政治資金規正法について（所有者様）

アスベスト除去等の交付決定を受けた場合、政治資金規正法の規定が適用される可能性があります。適用された場合、次の者や団体に対し、交付決定から1年間は寄付ができなくなります。

- ・ 市議会の議員
- ・ 市長に係る公職の候補者
- ・ 上記の者に係る資金管理団体
- ・ 上記の者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体